

随意契約締結状況

	物品等又は役務の提供の名称及び数量	随意契約 担当部署の名称 及び所在地	随意契約を締結した 日	随意契約の相手方の 氏名及び住所	随意契約にかかる 契約金額	随意契約によることとした理由	その他の必要な 事項（備考）
1	移動採血車発動発電機の載せ替えについて 数量：1式 （東京都赤十字血液センター）	総務部 経理課 江東区辰巳2-1-67	令和8年2月5日	株式会社シー・エス・エンジニアリング 埼玉県新座市大和田4-4-31	2,310,000円	当該事業者は、当該機器の取扱い指定代理店であることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。（日本赤十字社会計規則第36条4項）	
2	移動採血車発動発電機の載せ替えについて 数量：1式 （東京都赤十字血液センター）	総務部 経理課 江東区辰巳2-1-67	令和8年2月16日	株式会社シー・エス・エンジニアリング 埼玉県新座市大和田4-4-31	1,188,000円	当該事業者は、当該機器の取扱い指定代理店であることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。（日本赤十字社会計規則第36条4項）	
3	関東甲信越ブロック血液センターにおける製剤コンプレッサーユニット点検整備 数量：1式 （関東甲信越ブロック血液センター）	総務部 経理課 江東区辰巳2-1-67	令和8年2月17日	新菱冷熱工業株式会社 東京都新宿区四谷1-6-1	6,314,000円	契約事業者は、当該設備の施工業者であり、当該施設・設備を熟知していることから契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。（日本赤十字社会計規則第36条第4項）	
4	群馬県赤十字血液センター研修室天井漏水にかかる屋上防水工事 数量：1式 （群馬県赤十字血液センター）	総務部 経理課 江東区辰巳2-1-67	令和8年2月18日	小野里工業株式会社 群馬県前橋市下小出町1-1-12	1,210,000円	予定価格が250万円を超えない工事又は製造であるため。（日本赤十字社会計規則施行細則第35条第1号）	
5	X線照射装置チラーリモコンユニットの交換について 数量：1式 （関東甲信越ブロック血液センター埼玉製造所）	総務部 経理課 江東区辰巳2-1-67	令和8年2月20日	富士フィルムメディカル株式会社北関東支社 埼玉県さいたま市大宮区浅間町2-240	2,192,300円	契約事業者は、当該機器の製造・販売業者であることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。（日本赤十字社会計規則第36条第4項）	
6	関東甲信越ブロック血液センターにおける空調圧縮機交換工事 数量：1式 （関東甲信越ブロック血液センター）	総務部 経理課 江東区辰巳2-1-67	令和8年2月20日	新菱冷熱工業株式会社 東京都新宿区四谷1-6-1	9,900,000円	契約事業者は、当該施設の空調設備の施工業者であり、稼働中の既存機器との連携や設備等について熟知していることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。（日本赤十字社会計規則第36条第4項）	
7	関東甲信越ブロック血液センター埼玉製造所製剤課X線照射装置チラーリモコンユニット交換配線敷設工事 数量：1式 （関東甲信越ブロック血液センター埼玉製造所）	総務部 経理課 江東区辰巳2-1-67	令和8年2月25日	株式会社弘電社 埼玉県東松山市新郷493-1	1,804,000円	契約業者は当該施設の電気設備施工業者であり、稼働中の設備との連携による動作環境の互換性を維持する必要があるため、同工事を安全かつ迅速に実施できるのは同社のみあることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。（日本赤十字社会計規則第36条第4項）	